

令和5年第4回水巻町議会 定例会 会議録

令和5年第4回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和5年6月8日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	岡田選子
2番	山口秀信	9番	井手幸子
3番	松野俊子	10番	中山恵
4番	水ノ江晴敏	11番	古賀信行
5番	亀元公一	12番	近藤進也
6番	廣瀬猛	13番	住吉浩徳
7番	名倉亮介	14番	高橋恵司

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 野 村 育 美

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	荒 卷 和 徳	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産 業 環 境 課 長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	藤 田 恵 二	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	服 部 達 也

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和5年6月 定例会
(第4回)

第2回継続会

本会議 会議録

令和5年6月8日

水巻町議会

令和5年 第4回水巻町議会定例会 第2回継続会 会議録

令和5年6月8日

午前10時00分開議

議 長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和5年第4回水巻町議会定例会第2回継続会を開きます。

日程第1 一般質問について

議 長（白石雄二）

日程第1、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、光進会。廣瀬議員。

6番（廣瀬 猛）

6番、廣瀬です。光進会を代表して、一般質問をいたします。

通学路の安全対策について。

小・中学生の通学路の安全対策について質問いたします。新年度が始まり、初めて通学路を自分たちで登下校をする新一年生も多くいるかと思えます。

警察庁が、平成30年から令和4年に全国で起きた交通事故を分析したところ、歩行中の小学生の死者・重傷者はこの5年間で2,185人に上り、学年が低いほど多くなっています。近年でも大変痛ましい事故が全国で起きており、その都度、国からの指導で様々な対策が取られていますが、水巻町においても、通学路における危険箇所を確認し、その対策整備等を実施してきたところがありましたらお聞かせください。

また、今後の取組についてもお聞かせください。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、町長。町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

通学路の安全対策について、の御質問にお答えします。

通学路における危険箇所の対策整備等について、のお尋ねですが、まず初めに、地域安全パトロール隊の皆様をはじめ、地域において、児童・生徒や多くの歩行者の安全を守るため、日々、街頭指導等に取り組んでいただいている方々に感謝を申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。

さて、本町では、通学路の危険箇所について、平成24年度から約10年の期間をかけて整備を進めてまいりました。

平成24年4月に登校中の児童の列に自動車が入り込む事故をはじめ、登下校中の児童等が死

傷する事故が連続して発生したことを受けて、全国的に通学路の緊急合同点検を実施することとなりました。

本町におきましても、平成24年5月に各小・中学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、危険箇所の安全対策について協議を進めるとともに、連携体制の構築を目指すため、平成25年に「水巻町通学路交通安全プログラム」を策定し、小・中学校の通学路のうち、19路線を安全対策必要路線として整備を進めてまいりました。

令和5年6月時点の進捗状況としましては、15路線は整備が完了しており、対策内容としましては、歩道新設及び歩道拡幅、路肩のカラー舗装による歩行空間の明示、横断歩道の新設、交差点の改良を実施しています。

残りの4路線のうち1路線は、令和5年度中にカラー舗装を設置し、完了する予定です。3路線は県道区域であり、頃末小学校前の交差点への歩道橋新設、中央区から頃末北区にかけて施工している歩車道の段差解消、JR鹿児島本線付近にて施工している県道拡幅事業となっております。

そのほかに、毎年のPTAからの要望や、随時提出される地区からの要望を受けて、信号機や防護柵の設置、歩道破損箇所の補修、路面表示による注意喚起、安全ポールの設置等を町内各所にて実施しています。

今後の取組につきましては、主要町道を中心に、歩車道の段差解消やカラー舗装による歩行空間の明示、自転車通行帯の設置など、歩行者や自転車がより安全に通行できる道路へ改良できるように検討してまいります。

今後とも、歩行者等の安全確保と車両運転者の安全確認が容易となるような道路整備を目指し、関係機関との連携強化をし、安全対策を実施してまいります。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、廣瀬議員。

6 番（廣瀬 猛）

今後の取組として、主要町道を中心に整備を行うとのことですが、具体的にはどの路線を計画されているのでしょうか。

また、PTAや地元要望等で、これから対策の予定箇所などありましたら、お答えください。よろしく願いいたします。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

廣瀬議員の再質問にお答えいたします。

現在計画している路線といたしましては、1級町道の頃末・二線として、水巻駅の南側の曲川

にかかる唐ノ熊橋から中間の行政境までの、全長約 1,870 メーターを計画しております。このうち、1,220 メーターが伊左座小学校と水巻南中学校の通学路に指定されております。

また、本道路は町外からの利用者も多く、よく 3 号線に抜ける道路として使われるんですけども、令和 4 年の 9 月に交通量調査をいたしまして、1 日当たりの車両の交通量が 6,840 台ございました。

この道路はですね、昭和 40 年代に整備されておまして、当時と比較いたしまして、道路の周りに家もたくさん建っていますし、交通量も非常に増えておりますので、歩道が狭かったり、歩道と車道に段差があったりということで、近所の方を含めてですね、多くの方から、安全対策の要望が上がっているところでございます。

道路の改良の方針といたしましては、用地取得につきましては、最低限に抑えつつですね、事業効果が早く発揮できるような形で考えております。

また、用地取得を行いますと、時間と費用がかかりますので、あまり費用がかかり過ぎると、いわゆる費用対効果といたしまして、投資した金額に見合う事業効果が得られませんので、その辺りもバランスを考えながらですね、今後の整備に努めてまいりたいというふうに思っております。

その他の路線なんですけれども、町内、約 30% ぐらいの道路が 1 級町道、2 級町道といたしまして、主要な路線に指定されてございますので、この主要な路線を中心にですね、歩道の点検を行いながら、今後の計画をつくるということ、今年度の予定としております。

また、地元からの要望とか、PTA からの要望といたしましては、現在、建設課で把握している段階では、頃末小学校区が幾つかございまして、吉田の妙楽寺、お寺があるところの南側ですね。宮尾・片山線という町道になるんですけども、筑豊本線の線路沿いにある道路になります。幅員が 4 メーターあるかないかぐらい狭いところもございまして、朝、車が通るときに、児童も通学しているということで、危険があるということですので、今後、学校と調整してですね、また対策を進めてまいりたいと思っております。

また、町道の曲り・櫛笥線。これがいわゆる旧県道と申しまして、町内南北ですね、吉田から頃末のほうに抜けている道路なんですけれども、この道路も、吉田小学校の通学路に指定されておりますので、今後、安全対策を行う予定としております。

その他なんですけれども、横断歩道の設置等、多くの要望もございまして、折尾警察署ですね、公安委員会のほうとも十分協議しながら、設置に向けての取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、廣瀬議員。

6 番（廣瀬 猛）

スピード感を持った対応をよろしく願いいたします。

今言われた箇所以外にもですね、そういった要望があれば、限られた予算の中ではあると思

いますが、町民の安全を考えてよろしくお願ひいたします。

最後に、歩道、道路の整備についてですが、最近ですね、水巻駅南の駅広場が整備され、路線バスや福祉バス、一般の送迎車などが安全に利用できるようになっております。

また、踏切から二方面や、いきいきほ一る方面への道路も整備され、歩道が広がるなど、安全に通れるようにもなっております。

また今年の12月にですね、いきいきほ一る北側の鹿児島本線下の町道が開通し、歩道が整備されるなど、歩行者・車両ともですね、安全に通行できるようになっております。

しかしながらですね、下二から二方面の道路は歩道が狭かったり、段差があり、自転車も通りづらい状況で、今後ですね、道路整備を行うとのことですが、一日も早く安全な道路となるよう、よろしくお願ひいたします。

またですね、今年の8月には頃末小学校の交差点に歩道橋が完成いたします。これで、小学校に通う多くの児童がですね、今まで小学校前の横断歩道を横断して登下校しており、交差点が広いためですね、低学年の児童が、道路中央の交通島に取り残されるなど、危険な状況が続いていました。

私も朝、安全パトロールをするので、よく確認はしております。

そこでですね、町長をはじめとして、あと執行部、それから頃末小学校のPTA役員とですね、私もその当時役員をしておりましたんで、一緒にですね、県へ要望し、今の歩道橋事業が事業化されたものと思います。

この歩道橋が完成することにより、危険が排除され、より安全な通学路になっていくと思ひます。

今後ともですね、こういった安全対策のスピードを緩めることなく、児童・生徒をはじめ、町民の皆様が安全に通行できるように、道路整備を進めていただきますようお願い申し上げて、光進会の一般質問を終わります。

以上です。

議 長（白石雄二）

以上で1番、光進会の一般質問を終わります。

2番、公明党。亀元議員。

5番（亀元公一）

5番、亀元公一です。公明党を代表いたしまして、冒頭質問させていただきます。

まず最初に、帯状疱疹予防ワクチン接種の公費助成について。

帯状疱疹とは、日頃は神経節に潜伏している水痘・帯状疱疹ウイルスが、免疫の低下等により再活性化して、神経節に沿って帯状に疱疹を発症する病気です。このウイルスは日本人の約9割が保有しており、80歳までに3人に1人が発症するとされています。患者の約20%は皮膚症状の治癒後に疼痛が残る帯状疱疹後神経痛に悩まされ、ひどい場合は痛みが何年も続き、また一生続くケースもあるようです。

これを未然に防ぐために、従来の生ワクチンに加え、近年、より効果の高い不活化ワクチン

が開発されています。2018年4月に北海道幌延町がワクチン接種の公費助成を全国で初めてスタートさせ、2023年5月時点では、全国203自治体が公費助成を導入しています。

そこで、本町のお考えをお聞きします。

(1) 帯状疱疹罹患者は全国で年間約43万人との統計がありますが、水巻町の発症状況を把握しておられますか。

(2) 帯状疱疹ワクチンの概要についてお知らせください。また、県内で帯状疱疹ワクチンの公費助成を実施している自治体があれば、その助成内容を教えてください。

(3) 帯状疱疹にかかる医療費は、日本で年間約260億円とも言われています。ワクチン接種が増えることにより、患者数が減少し、医療費が削減され、今後のワクチン接種の財源に充てることができます。今後、本町においても帯状疱疹ワクチン接種を公費助成すべきと考えますがいかがですか。

次に、「伊左座校区における児童・幼児向け公園の充実」について。

伊左座校区は、ここ数年の間に新築戸建て及び新築のアパートが急増し、子育て世代の移住が進んでいます。当然ながら、乳幼児の数も児童数も急激に増え、安心して遊べる公園への要望が高まっています。

校区内の住宅急増地にある主な公園は、南部公民館横の「ふれあい広場」、伊左座小学校横の「伊左座北公園」及び「みずほ第1公園」、伊左座公民館前の「伊左座公園」そして、町営二団地敷地内の公園などがあります。

今ある公園を、一層子供向けに整備・充実させていくべきと考えます。

そこで、以下のことを質問いたします。

(1) 伊左座公園に幼児向け砂場か、遊具を設置してもらえませんか。

(2) 南部公民館横のふれあい広場内のサンドバレー用コートは、施錠されているため、子供たちが中に入ることはできません。サンドバレーを行っていない時間帯に、子供たちが遊べるスペースとして利活用してはいかがでしょうか。

(3) 町営二団地の公民館前の「二団地第2公園」を「みんなの公園」として整備し、遊具などを設置してはいかがでしょうか。

次に、「役場での行政手続」について。

2021年9月にデジタル庁が発足し、政府は行政の効率化やサービス向上につながるデジタル改革を進めています。

人々の生活が多様化し、行政のデジタル化の重要性が増しています。誰もがデジタル技術の恩恵を受けられる社会でなくてはなりません。

全国的に急速にマイナンバーカードの普及が進みました。水巻町も同様にマイナンバーカードの普及が進んでいます。

町民の皆様の利便性の向上や、役場での申請手続、窓口での負担軽減、待ち時間の短縮など、町民一人一人に寄り添った、きめ細かなサービスを実現することが大切です。

そこでお尋ねします。

(1) 水巻町も行政のデジタル化を進めているところですが、デジタル手続によるさらなる行政手続のオンライン化の取組についてお伺いいたします。

(2) 利用者と町の職員にも、手続の時間短縮や負担軽減につながる、行政窓口で申請書類を記入しなくても簡単に手続ができる「書かない窓口」が全国の自治体で広がっています。運転免許証やマイナンバーカードを読み取り、申請書類が作成される仕組みです。行政のデジタル化に向けて町の考えを伺います。

(3) 遠賀郡内において、水巻町役場にだけは総合案内所がありません。庁舎内に大きな役場案内図が設置されていますが、高齢者や障がい者など弱者の方々には理解しにくい点があります。人と人との会話の中で通ずることは多くあると思います。住民へのきめ細かなサービス向上のためにも、総合案内所が必要と考えます。設置について見解を伺います。

(4) 住民票等の発行や年度末の転入・転出届、マイナンバーカード発行の手続など、人々が多く利用している住民課において、受付時等のやり取りは広く個人名を呼ばれているのが現状です。行政手続のプライバシー保護の観点と受付順番確認のためにも、受付番号票を発行する機械の設置が必要と考えますが、町の見解を伺います。

(5) 住民課で手続を待つ間の居場所の確保も大切です。現状の椅子は高齢者や障がい者の方々には座りづらいと思います。背もたれのある椅子にするなど環境改善が必要と考えますが、町の見解を伺います。

次に、GIGAスクール構想に基づき整備された1人1台端末の活用状況について。

GIGAスクール構想に基づき、全国の小・中学校において、1人1台端末が整備されました。

1人1台端末は、令和の教育改革の柱である「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実に不可欠なツールです。そして、1人1台端末は、不登校・特別支援・病气療養・外国籍等の多様な児童・生徒の実情や特性に応じた、誰一人取り残されない学びを保証する上で不可欠なインフラです。

しかし、端末の更新が間近となりつつある中、1人1台端末の活用について地域間・学校間で格差が発生しています。改善に向けた対応が急務です。

そこで、次の3点を踏まえて、本町の今後についての見解をお聞かせ下さい。

- (1) 保護者からの要望の多いタブレット端末は現在、どのように活用されていますか。
- (2) 大型液晶ディスプレイやデジタル教科書と連動した授業はなされていますか。
- (3) 全クラスが一斉にタブレット端末を使用した場合、Wi-Fiの通信速度等に問題はありますか。

以上です。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

はじめに、带状疱疹予防ワクチン接種の公費助成について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、水巻町の带状疱疹患者の発症状況の把握について、のお尋ねですが、带状疱疹につきましても、感染症法上に基づく報告義務がないため、発症状況の把握はできていません。ただし、带状疱疹大規模疫学調査「宮崎スタディ」の報告によりますと、2019年の带状疱疹

疹の発症率は、人口 1,000 人当たり 6.54 人で年々増加傾向にあると言われており、その値を本町の人口に置き換えて考えますと、180 人を超える発症が見込まれるところです。

次に 2 点目の、带状疱疹ワクチンの概要と県内の带状疱疹ワクチンの公費助成の実施状況について、のお尋ねですが、まず、带状疱疹ワクチンの概要についてですが、ワクチンには、生ワクチンの水痘ワクチンと不活化ワクチンのシングリックスの 2 種類があります。生ワクチンは接種回数が 1 回で、発症予防効果は 50% から 60% です。5 年を超えると予防効果が低下すると言われており、接種費用は 7,000 円から 1 万 1000 円程度となります。

次に、不活化ワクチンについては、接種回数が 2 回で、発症予防効果は 90% 以上です。9 年以上の予防効果があると言われており、接種費用は 1 回当たり 2 万円から 2 万 3000 円程度となります。

次に、県内での带状疱疹ワクチンの公費助成の実施状況ですが、県内では太宰府市と朝倉市の 2 団体が公費助成を行っています。

太宰府市では、带状疱疹ワクチン接種に要した費用に対して、ワクチンの種類にかかわらず 1 人 1 回 1 万円を上限に助成を行っています。

朝倉市では、過去に带状疱疹ワクチン接種の助成を受けたことがない人が対象で、生ワクチンの場合は助成回数が 1 回で助成額が 3,000 円、不活化ワクチンの場合は接種回数 1 回当たりの助成額が 1 万円で、2 回までを限度に助成を行っています。

最後に 3 点目の、今後、本町における带状疱疹ワクチン接種を公費助成すべきと考えますがいかがですか、とのお尋ねですが、带状疱疹のワクチン接種は、現在、予防接種法に基づき、厚生労働省の審議会で、新たな対象疾病として定期接種化とするかどうか、疾病負荷、免疫保有状況、感染力、費用対効果などにより審議されているところではありますが、現時点では、定期接種の対象疾病ではないため、ワクチンを接種する場合は任意の予防接種となり、費用は全額個人負担となっています。

带状疱疹は、加齢のほか、疲労やストレスなどによって免疫力の低下が原因で発症すると考えられています。そのため、ワクチン接種により免疫力を高めるほか、日頃からの食事のバランスや十分な睡眠、適度な運動や自分なりのストレス解消など、体調管理を行うことが予防につながると考えますので、様々な機会を通じて町民の皆様へ带状疱疹の病状と予防についてお知らせしてまいります。

また、議員が言われるように、ワクチンの接種が増えれば带状疱疹の治療に係る医療費の削減につながると考えますので、費用対効果の検証を行いながら、国の定期接種化の審議状況や、県、他の自治体の動向も注視しつつ、今後検討してまいります。

次に、伊左座校区における児童・幼児向け公園の充実について、の御質問にお答えします。

伊左座小学校区におきましては、御指摘のとおり、ここ数年、子育て世代の転入が増加しており、伊左座小学校の児童数は、平成 30 年からの 5 年間で 93 人増加しております。

公園につきましては、現在、町内に 79 か所あり、総面積 57 万 9000 平方メートルを管理していますが、そのうち、伊左座小学校区の公園は 20 か所で、面積は 2 万 2049 平方メートルとなっております。

公園の維持管理に関しましては、日々の清掃や簡易な遊具点検を社会福祉協議会へ委託する

とともに、樹木や芝の管理、遊具の法定点検など、専門的な知識が必要な作業につきましては、業者へ委託し、適切な管理に努めているところです。

また、町内 45 か所の公園の草刈りなど、日常の管理につきましては各区に委託しており、委託総面積は 4 万 4525 平方メートルと広大な面積であります。

地区の皆様には大変感謝しておりますが、近年、高齢化などの理由もあり、公園管理に関する地区への負担が年々高まっている状況です。また、遊具等の老朽化により補修などの費用が増加するなど、公園管理に対する状況は厳しさを増しています。

そこで、1 点目の、伊左座公園に幼児向け砂場か、遊具を設置してもらえませんか、とのお尋ねですが、伊左座公園は日々、グラウンドゴルフや公民館利用者の駐車場として利用されており、お盆にはやぐらを組んで盆踊り会場として利用するなど、多くの地域の方々に活用いただいております。

公園の整備内容につきましては地元の意向が重要となってまいりますので、各区にて十分な意見集約が行われた上で、区と町とで協議を重ねながら検討してまいります。

次に 2 点目の、南部公民館奥の公園内のサンドバレー用コート の利活用について、のお尋ねですが、御指摘のとおり、サンドコートは利用期間が限られており、常日頃から利用されている施設ではありません。主にサンドバレーを行う際に利用される方がほとんどで、それ以外のときは、バレーネットの支柱を建てる筒の破損や、それに伴う怪我を防止するため、施錠しています。

毎年 7 月に、水巻町バレーボールスポーツ少年団が中心となって、サンドコートにて「小学生サンドバレーボールフェスタ」を開催しております。今年度は記念すべき第 20 回目の大会であり、参加する子供たちも楽しみにしているイベントとなっております。

そういった利用団体もあることから、サンドバレーに限らず御利用いただくことは可能ですが、子供たちが利用する際には、大人の方が付き添っていただくため、利用登録を行っていただいております。利用時には、砂の中への異物等混入や、子供たちに怪我がないように、大人の方に監視してもらうことが、次の方が安全に利用していただくためのルールとなっております。

そのため、不特定多数の子供たちだけの利用は、現在のところ難しいと考えております。

最後に 3 点目の、町営二団地の公民館前の「二団地第 2 公園」を「みんなの公園」として整備し、遊具などを設置してはいかがでしょうか、とのお尋ねですが、二町営住宅は、平成元年度から平成 3 年度に建設された町営住宅で、建設の際、「二団地第 1 公園」と「二団地第 2 公園」の 2 つの公園が整備されました。

これら 2 つの公園の概要ですが、「二団地第 1 公園」は、6 号棟と 7 号棟の間に整備されており、面積は 523 平方メートルほどの公園です。また、この公園は住棟と住棟の間に整備されたこともあり、幼児向けの滑り台やジャングルジムなどの遊具、ベンチが設置されており、小さなお子様が安心して利用できるよう、整備されています。そのため、この公園は、二町営住宅に入居されている方々をはじめ、二町営住宅以外にお住まいの方々にも広く利用されていると聞いております。

次に「二団地第 2 公園」ですが、面積が 909 平方メートルの公園で、二町営住宅の集会所前に整備されています。この公園が整備された目的は、場所が二町営住宅の集会所前ということ

もあり、盆踊りなど、地区が実施する様々な行事にも活用できるよう、多目的広場として整備されました。また、この公園には、遊具はありませんが、あずまややベンチが設置されており、二町営住宅の入居者及び地域住民の憩い場としても広く利用できるよう整備されています。

しかし、この2つの公園の管理については、他の町営住宅内にある公園と同様、以前は入居者の方々に草刈り等の管理を行っていただいていたのですが、近年は入居者の高齢化により公園管理の担い手がなく、草刈り等の管理は全て町が行っている状況となっています。

また、多目的広場としての「二団地第2公園」については、二町営住宅地区の活動や高齢化の問題により、地区全体としての利用はほとんどない状況となっておりますが、二町営住宅の入居者や地域住民に広く開放しており、さらに町の事業においても臨時駐車場等で使用するなど、有効的に活用しております。

御指摘の、町営二団地の公民館前の「二団地第2公園」の再整備につきましては、現在のところ考えておりませんが、南部地域の住宅急増に伴う既存公園の整備・充実の御要望については、現在、JR東水巻駅周辺等基本構想を策定中であり、水巻町南部地域について公園の再整備も含め検討しているところですので、しばらくお時間をいただきますようお願い申し上げます。

今後も引き続き利用者の声を聴きながら、公園の適切な維持管理に努め、必要な整備を行ってまいります。

次に、役場での行政手続について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、デジタル手続法によるさらなる行政手続のオンライン化の取組について、のお尋ねですが、行政手続のオンライン化については、利用者の利便性向上はもちろん、行政運営の簡素化・効率化を図るためにも必要な事項であると認識しております。

町のデジタル化については、総務省が令和2年12月に策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」、通称「自治体DX計画」に基づき実施しているところですが、本計画の重点取組事項の1つとして、行政手続のオンライン化が記されています。

取組方針として2つの項目が示されており、1つ目が市町村で行う子育て、介護、被災者支援に関する27業務の手続を、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてのオンライン手続を可能にするというものです。本町の現状としましては、自治体DX計画に記されている、これらの項目全てのオンライン化が完了しており、マイナポータル上で手続が可能となっております。

次に、2つ目の項目として、マイナポータルを通じたオンラインによる転出届・転入予約を実現することで、このオンライン手続については、本町でも今年2月から運用を開始しております。

また、これ以外の手続オンライン化の一例としまして、新型コロナウイルスのワクチン接種はオンラインで予約可能とした実績があります。

さらに、健康課で実施する集団健診の申込みや離乳食教室の参加申込み、生涯学習課の各種講座申込みなどがオンラインで申請可能です。

今後も、先程述べましたような各種オンライン申請サービスを継続しつつ、先進自治体の動向や検証実験についての情報を収集し、住民の方々の利便性がさらに向上できるよう努めてま

います。

次に2点目の、「書かない窓口」の自治体での広がりや行政のデジタル化に向けた町の考えについて、のお尋ねですが、「書かない窓口」については、先進自治体での導入が徐々に進んでおり、手続時間の短縮による来庁者の負担軽減はもちろん、職員の事務効率向上にも有用なサービスであることは認識しております。

しかしながら、町独自での導入となると、新規システムの構築費用や既存システムとの連携費用、維持管理費など膨大な費用の発生が見込まれるため、これまで導入を見送っている状況です。

この課題は本町だけでなく全国的なものであるため、解決のための手段として、デジタル庁が「自治体窓口DX SaaS」の構築に向け動き出しています。

この「自治体窓口DX SaaS」は、住民の方が「書かない」、「待たない」、「回らない」と、職員の負担軽減及びサービスの平準化を目的としており、併せてマイナンバーカードや公金受取口座登録のメリットも実感できるようなシステムとなることを目標としています。

実装の方法としては、デジタル庁が構築しているガバメントクラウド上に、複数の事業者が窓口のデジタル化に関するシステムをサービスパッケージとして準備し、自治体は自分たちに必要なサービスを選択肢の中から選ぶというもので、現在、全国の複数の自治体で検証実験が行われています。

現時点で公表されている資料では、令和6年度以降に全国の自治体で展開を開始するというスケジュールとなっておりますので、引き続き情報収集を行ってまいります。

次に3点目の、役場の総合案内所の設置について、のお尋ねですが、総合案内所の設置につきましては、数年に一度実施しております事務機構改革の中でこれまでも検討を行っており、直近では、平成30年度の事務機構改革の際に、職員プロジェクトチーム内で議論しております。

その際は、役場入口に固定の案内ブースと案内担当者を設置する方式や、案内担当者が自由にフロアを巡回して案内する方式などを検討しましたが、人員確保の問題や財政的な負担など、複数の課題があったことから導入を見送り、代替策として、各窓口のフロアサインの色分け表示や、入口案内板の更新などによる来庁者誘導対策の強化を行ったところでした。これにより、職員による窓口案内が簡潔に分かりやすく行うことができるようになり、一定の効果が得られたものと考えております。

しかし、御質問にありますように、来庁者の方が自ら案内板のみで行き先を探すような場面では、特に高齢者や障がい者の方などは、案内板の前で迷う方もいらっしゃるため、そのような場合は、気づいた職員が積極的にお声掛けを行い、適切な窓口へ御案内するよう、日頃から周知徹底を行っているところです。

このような中、コロナ禍を経て、窓口に来庁することなく行政手続きができるオンライン申請の取組が、全国の自治体において急速に進んでおり、先の質問でも述べましたとおり、既に本町においても、複数の行政手続きでオンライン申請が可能な状況となっております。

また、今後はマイナンバーカードを利用して、既存の行政手続きだけではなく、市町村独自事業などの手続きもオンラインで行えるよう、デジタル庁を中心とした実証実験が進んでいると聞いております。

本町の窓口業務環境についても、今後はマイナンバーカードなどを活用して、役場に来なくても行政手続きができる環境を推進していくと同時に、前回の全庁的な検討から5年が経ち、過去に解決できなかった総合案内や総合窓口などに関する課題が、AIをはじめとする最新情報技術などを活用することで解決できる可能性もあるため、住民の皆様にとってより利便性の高い窓口サービスや手続環境の実現に向け、改めて改善に向けた取組に着手する時期が近づいていると考えております。

御質問にあります総合案内所の設置も含め、窓口業務環境に関する課題は役場全体の課題でもあるため、次期事務機構改革に関する全庁的な検討組織が設置された際などに、この課題についても併せて検討してまいります。

次に4点目の、プライバシー保護と受付番号確認のための受付番号票を発行する機械の設置について、のお尋ねですが、まず、現在の住民系の窓口対応の状況について説明いたします。

住民系の窓口には、住民票や戸籍などの証明書の発行や、転入・転出などの手続、戸籍の届出、マイナンバーカードの発行など、様々な方が来庁されます。住民系では、それぞれの処理をした後、お名前や会社名でお呼びして窓口に来ていただき、証明書の交付や御案内をしています。また、非常に混雑した場合は、受付前に番号札を手渡しし、その順番でお呼びし、受付をすることもあります。

御質問の受付番号発行機ですが、混雑緩和などのために採用する市町村も増えているようであり、本町でも混雑緩和と住民サービス向上のため、無償で設置及び維持管理が可能な広告付番号案内表示システムの導入に向けて検討を進めています。表示モニターに放映する広告の4分の1以上は、様々な行政情報を放映することができますので、町の情報を分かりやすく町民の方へお知らせすることも可能となります。発券機、呼出操作機、番号表示器、モニター等は様々なタイプがあり、設置場所の制約などがあるため、業者や関係部署と協議を行っているところです。

最後に5点目の、背もたれのある椅子にするなどの環境改善について、のお尋ねですが、御指摘を受けまして、住民課、福祉課前に設置しております来庁者用の椅子につきまして、既存の椅子の配置換えを行い、背もたれのある椅子を配置いたしました。今後につきましても、高齢者の方や障がい者の方だけに限らず、誰もが利用しやすい庁舎の環境改善を計画的に取り組んでまいります。

最後の、GIGAスクール構想に基づき整備された1人1台端末の活用状況について、の御質問は、教育長に答弁させていただきます。

以上です。

議 長（白石雄二）

教育長。

教育長（小宮順一）

GIGAスクール構想に基づき整備された1人1台端末の活用状況について、の御質問にお答えします。

文部科学省は、令和元年度に多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、一人一人が持つ資質や能力を一層確実に育成する教育ICT環境を実現するため、GIGAスクール構想を提唱しました。本町においても、令和3年度よりGIGAスクール構想が本格的に開始され、今年度は3年目となり、1人1台タブレットは、初期段階の導入期を過ぎ、次の活用期の段階を迎えているところです。

まず1点目の、本町におけるタブレット端末の活用の現状について、のお尋ねですが、令和4年8月31日を基準日として、町内の小・中学校を対象に、現在の平均的なタブレットの使用状況について端末利活用等状況調査を実施し、児童・生徒用タブレットの活用状況を調査したところ、町内全ての小・中学校において、児童・生徒用タブレットが教科等に応じて活用されていることを確認しております。

関連のある調査結果として、活用の頻度について、小学校では、ほぼ毎日タブレットを活用している学校が1校、週3回以上活用している学校が4校、中学校では2校ともが、ほぼ毎日の活用となっており、教科数や授業時間数が多いことも関係し、中学校における利用頻度が高くなっております。

また、活用の内容について、児童・生徒が自分で調べる学習において、小学校では、ほぼ毎日活用している学校が1校、週3回以上が1校、週1回以上が3校、中学校では、2校ともが週1回以上の活用となっております。

具体的な活用としましては、本町のタブレットには学習支援ソフトが導入されておりますので、全ての学校において、その中のドリル機能を用いて、児童・生徒一人一人の理解度に合わせた学習を進めております。また、グループ活動の場面では、児童・生徒がタブレット端末に意見を書き込み、グループ内でお互いの意見を共有しながら話し合い、その結果を大型ディスプレイに映し出して発表するなど、協働的な学習においても活用しております。

このような活用により、児童・生徒の授業への関わりが増すなど、学習効果が一層向上していると考えられており、学校の教育活動における様々な場面で、工夫をしながら効果的な活用を進めているところです。

次に2点目の、大型液晶ディスプレイやデジタル教科書と連動した授業はなされていますか、とのお尋ねですが、大型液晶ディスプレイにつきましては、令和3年度に全ての学級へ配置を行っており、新型コロナウイルス感染防止対策においては、オンラインでの全校集会や学校行事など、大きな役割を果たしました。教科の授業においては、大型液晶ディスプレイに画像や動画を映し出すことで、視覚と聴覚を通して児童・生徒の興味関心が高まるよう、積極的な活用を行っております。また、学校内のWi-Fiを用いて、教員がタブレット端末から課題を一斉に送信し、それを受け取った児童・生徒が課題を解いて教員に返信した解答を、大型ディスプレイに映し出して、共有しながら指導を行うなど、効果の高い活用ができております。

また、デジタル教科書につきましては、現在、国で実証実験が進められております。この事業により、本町でも、小学校5年生以上の学年において、英語科と算数科、2教科のデジタル教科書がタブレットで使用できるように国から配信されております。英語科においては、英語の発音やフレーズを使う場面を動画や音声機能で確認するなど、デジタル教科書を活用して授業効果を高めておりますし、算数科においても、児童・生徒が自ら進んで画面上で問題を解き、

動画を用いた分かりやすい解説を閲覧できるなど、思考が深まる授業を行っております。

タブレット端末を利用したICT教育は始まったばかりであり、デジタル教科書の活用で児童・生徒の授業への興味関心が高まったという報告もあれば、知識の定着は紙の教科書のほうが大きいという調査結果や、インターネットによる調べ物学習によって主体的な学びを進めやすくなったけれども、自ら考える力が低下したという声など、専門家の意見も様々あるようです。まずは、国から配信されたデジタル教科書を活用する中で、効果と課題を検証していきたいと考えております。

最後に3点目の、Wi-Fiの通信速度の問題はありませんか、とのお尋ねですが、学校内の通信環境については、令和2年度に高速通信ネットワークの整備が完了しているところです。

しかし、実際にタブレットの利用が開始されると、学校の規模や立地など、そもそも国が当初想定していたGIGAスクールの標準仕様が十分でなかったことも関係するのか、時間帯やタブレットの利用状況によっては通信がつながりにくい場面が生じるなどのケースが発生しています。

通信ネットワーク環境の改善は、多くの自治体にとって課題となっており、その原因も様々で、本町でもネットワーク環境の保守事業者と検証や見直しを行っております。

通信ネットワークは、ICT教育の重要なインフラでありますので、子供たちが安定した環境で快適にタブレットが使用できるよう、継続して改善に取り組んでまいります。

本町のGIGAスクール構想がスタートして2年が経ち、学校現場では着実にICTの活用が浸透してきております。児童・生徒も学校の教職員も、少しずつ実践を積み重ね、知見や経験が蓄積されてきており、これからは、ICTを活用した学びとこれまで培ってきた教育活動との調和が必要とされます。今後もICTの運用を行っていく中で、改善を重ねつつ、常に変化に対応しながら、子供たちの力を最大限引き出していけるよう、教育の充実に取り組んでまいります。

議長（白石雄二）

これより、再質問をお受けいたします。はい、松野議員。

3番（松野俊子）

带状疱疹予防ワクチン接種の公費助成について、再質問をいたします。

答弁にありましたように、県内の带状疱疹ワクチン接種の助成については、県内では、太宰府市と朝倉市が実施されているということで、金額等も答弁にありました。

では、実際の実績ですね。ワクチン接種がどのくらい進んでいるかという、実績が分かれば、教えてください。

議長（白石雄二）

植田課長。

健康課長（植田英次郎）

松野議員の再質問にお答えいたします。

まず、太宰府市と朝倉市の助成の実績になりますけれども、太宰府市では、令和4年4月1日から带状疱疹ワクチンの接種の助成を開始していきまして、令和4年度では991件の助成を行っております。

太宰府市の助成につきましては、1人1回1万円を上限にしていきまして、助成するワクチンの種類はですね、全額助成の対象となる、生ワクチンがおおむね7割で、不活化ワクチンのほうは3割ということでした。

それと、太宰府市の人口が7万2000人ほどですので、1,000人当たりの接種者数は、13.7人となります。

次に朝倉市につきましては、令和5年4月1日から助成を開始していきまして、今のところ、4月、5月の状況ですけれども、2か月で20件ほどの助成を行っているということでした。単純に12月に換算しますと、年間で120件ほどの申請があるのではないかなと考えられます。

ワクチンの種類につきましては、生ワクチンと不活化ワクチンの助成の件数は、大体半々ということでした。

朝倉市の人口が4万9000人でありますので、1,000人当たりの接種者数は2.4人ほどとなります。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

3番（松野俊子）

今の市等の実績などを参考にして、本町でも、どれぐらいかかるかとかいうことの計算もできるのかなと思っております。

そして、その次なんですけど、答弁にございましたように、この带状疱疹という病気を町民の皆様にご存知いただくということが、とても大変、大切であるというふうに思われます。

この病気を知ることによって、素早く抗ウイルス薬を服用することで、带状疱疹後の神経痛とか合併症を抑えることができると考えられますので、担当課といたしましては、住民の皆様へ具体的にどのような形で周知を考えておられるのかをお聞かせください。

議 長（白石雄二）

植田課長。

健康課長（植田英次郎）

松野議員の質問にお答えします。

住民周知の具体的な方法につきましては、まず、多くの住民の方に带状疱疹の病状と予防について正しく知っていただくことはですね、予防、治療にも大きく関わることを考えています。

議員が言われるように、治療を開始するのが早ければ早いほど、症状を抑えることができますし、治りも良いと考えています。

そのため、広報紙やホームページを通じまして、带状疱疹の病状や予防について、お知らせしていきたいと考えてます。

また、特定健診後の保健指導時や、地域での健康教育の際においても、バランスのとれた食事や運動、それから休息など、生活習慣のアドバイスなどを行っていききたいと考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

3 番（松野俊子）

ありがとうございます。

带状疱疹に特徴的なのは、治療後にもかなりの痛みが残る神経痛や、目や耳への合併症を引き起こすことがあるということです。

例えば、高齢の両親、親がですね、発症した場合、付添いで欠勤、仕事を休んだりとか、また、離れたところで暮らしている場合は、その御家族の負担も、大変なものがあるというふうな現状がございます。また、その御家族も、そのストレスから御自身が带状疱疹になってしまうという、そういったケースも見られております。

県内では、現在、公費助成を行っているのは2自治体ですが、全国的に見ますと、203の自治体が既に何らかの助成を行っている。しかも、2022年と2023年、急激にこの助成を行っている自治体が増えてきているという実情がありますので、今後また、本年度、来年度とですね、増えていることも予想されると思います。

結びですが、財源の問題があると思います。例えば、敬老祝金など、そういった部分も見直したりししながらですね、しっかり、町として財源の問題も含めて、何が一番高齢者への、健康と健やかな生活につながる税金の使い方になるのかなといったところも含めて、この带状疱疹ワクチンの公費助成を、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、では次の伊左座校区の公園の充実についての再質問に移らせていただきます。

まず、1点目の伊左座公園については、現状地元の区の高齢者の方と、子育て世代がともに利用できるよにということ、区のほうにですね、町のほうもバックアップして、いい形になるよに、よろしく、バックアップをお願ひしたいと思います。

また、この伊左座校区には、もう一つ伊左座北公園という公園がありまして、以前は遊具があったよななんですけれども、壊れたりとかして、現在は全く撤去されて、全く使われてはおりません。草刈りとかは区でしっかりやられているんですけども、やはり、ベンチとか遊具が何もなしところには、やはり子供たちは、遊ぶっていうふうにはなっていない実情があつて、現在では、子供たちが遊んでる姿は見たことがありませんので、そういったことも含めて、区のほうとバックアップして、町のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

2点目の質問に出しました、南部公民館隣接のサンドコートの利用について、御答弁がありま

したが、もう少し詳しくですね、利用登録について、その手順などを教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

議 長（白石雄二）

高祖課長。

生涯学習課長（高祖 睦）

松野議員の御質問にお答えいたします。

登録につきましては、事前にですね、南部公民館にも、中央公民館にも一応登録の指定の用紙がございます。その指定の用紙に、使用される方の名簿とか、あとは責任者ですかね。大人の方。子供が使うということであれば、大人の方の責任者の方の連絡先とか、そういったものを御記入いただき、登録をまずしていただきます。

その後、御利用される日にちが決まれば、その利用申込みをしていただければ利用可能という流れになっております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

3 番（松野俊子）

いずれにしても事前に登録して、やっていかないといけないということですね。

はだしで砂地をビーチバレーのようにやるようになると思うので、どうしてもその砂場をきちんと大切にしないとかなないとけないとか、ネットを立てる、そういった筒も守っていかなければいけないということとかがあって、今の状況があるのではないかなというふうに理解いたしました。

ただ一般の町民の方から、ほとんどあそこがいつも利用されてないので、「あそこは利用できないのですか」というお声があるということも、知っていただきたいなと思っております。

最後にですね、町営二団地の公園について、再質問させていただきます。

まずですね、この町営二団地には第1公園と第2公園があって、一応、入居者や地域住民に広く開放しておられますよ、ということで答弁があったんですが、現状は入り口が、第2公園のほうですかね、外によく見えるほうの公園ですね、あちらには、入り口がチェーンがかかっておりまして、この公園は今、封鎖しているのではないかな、っていうようなお声もあるんですが、これについてはどのようになっているのでしょうか。

お答えください。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

松野議員の再質問にお答えいたします。

この二団地第2公園でございますが、これは先ほど町長が答弁しましたように、多目的広場の用途として設置されたというふうな声になっています。

そのためですね、入り口部分も広く造られておまして、そのためか、悪質な不法駐車案件が非常に多発してございましたので、車両が進入できないように鎖を設置した次第でございます。

御指摘のようにですね、いろいろな声が上がってるみたいなんですが、決してこの公園自体を封鎖しているわけではございません。二団地第1公園と同様ですね、広く地域住民、入居者の方に開放しております。

もしですね、入居者の方々、あるいは地域住民の方々がですね、公園が使えないというふうな誤解をされているようなことがありましたら、不法駐車車両の進入を防ぐために、別の方法を検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

松野議員。

3番（松野俊子）

チェーンがかかっている理由はよく理解できました。

しかしながらですね、やはり根本的には、と申しますか、やはり雑草とかが繁茂してですね、荒れた状態に、長い間やっぱり放置されているっていう状況で、やはり人もそこに入れない。また、荒れている空き地っていうふうな感じで、そういった、駐車場のよう勝手に止めていたのではないかなというふうに、私個人といたしましては、そういうふう感じております。

ここの公園の管理自体はどんなふうになっているかをお尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

住宅政策課長（古川弘之）

松野議員の再質問にお答えいたします。

二団地、通常ですね、町営住宅にある公園などの共用施設につきましては、通常ならですね、入居者の方々自らがですね、管理していただいております。

ですけれども、冒頭の答弁にもありましたように、二町営住宅にある、これら2つの公園も、以前は二町営住宅に入居されている方で、草刈りとか樹木の剪定等の管理を行っていただいておりますが、入居者の方々の高齢化等が進む中で、担い手がなくですね、今、管理ができないような状態になっておりますので、現在では、町が予算の範囲内で、定期的に草刈り等の管理を行っている状況でございます。

今後ですね、御指摘もありますように、やっぱり利用者の方が利用しやすいように管理していく必要がありますので、適宜にですね、そういった草刈り等の管理を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

3 番（松野俊子）

そういった町営住宅の中にある公園ということで、様々、いろんな理由があるんだというふうに理解しているんですけども、やはりあそこの周辺は、確かに二団地内のお子さんは、当初から比べて減っているとは思うんですけども、その周辺の戸建てだとかアパートとかですね、もうここ数年、もう本当、驚異的な人数で増えてきております。

ベビーカーを押して、散歩に行かれている姿や、休みの日なんかは、父親であるお父さんが子供を連れて、とかですね。そういった和やかな光景をよく目にするところでございます。

そういったことも含めてですね、今後、ここの二の公園の雑草の問題、また、少し子供がちょっと遊びたくなるような、誘われたいくなるような、小さな、邪魔にならない程度の遊具でも結構でございますので、そういった教育環境という意味からもですね、公園を荒れた状態に、長年放置しておくというのは非常によろしくないというふうに考えておりますので、ぜひとも、町営住宅係だけではなく、様々な課で様々なことを考えていただいて、この二の公園を利活用していただきたいことを要望として、私のほうの再質問を終了させていただきます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

4 番、水ノ江です。私は役場での行政手続について、再質問をさせていただきます。

この行政手続オンライン化に向けてですね、高齢者のデジタル格差解消の取組についてお問い合わせいたします。

議 長（白石雄二）

手嶋課長。

企画課長（手嶋圭吾）

議員の御質問にお答えいたします。

今後はですね、行政手続のオンライン化など、様々な I C T 化が進むことが考えられておりますが、その中でも情報通信技術ですね。これを使える方、なかなか使えない方ですね。そういった方。いろんな格差が生まれることが大きな課題というふうになっております。

その中で、高齢者のデジタル格差の解消の取組についてでございますが、国においても、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指しまして、その中でも高齢者などがですね、身近な場所でデジタル機器サービスの利用方法ですね。スマートフォン等の利用方法などを学ぶことができる環境づくりを推進しているところでございます。

名称は「デジタル活用支援事業」ということで、国のほうがそういう環境をですね、重点的に取組を行っているところでございます。

本町につきましても、高齢者のデジタル格差の解消を図るため、65歳以上の高齢者を対象にいたしまして、専門講師によるスマートフォンの基本的な使い方、利用方法などを学ぶ講習会を開催しております。4年度より地区公民館10か所。そして、年間計20回実施いたしております。

今年度につきましても、引き続きこの事業を行っていく計画となっております、高齢者のデジタル格差の解消に向けてですね、取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

今の答弁にありましたけども、デジタル活用支援事業ということですね、昨年からやっているとありますけども、今年度もやるということでの答弁をいただきましたけども、去年やっていますので、講習会の参加人数であったりですね、その効果についてお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

課長。

企画課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えいたします。

講習会、年間で20回行っております。大体1回当たり12人程度の参加となっております、全体で245の方が参加をしているという状況でございます。

アンケート等も取っております、満足度につきましては、「満足」と「おおむね満足」という、2つ合わせて約92%の方が満足しているという状況でございます。また、お勧め度というような内容もですね、アンケートで聴取しておりますが、それも「強く友人等に勧めたい」、あるいは「勧めたい」という結果が約85%という比率になっております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

また、この行政手続オンライン化。今、答弁をいただきました、オンライン化に向けてのもの以外ですね、自治体DX計画の重点取組事項の進捗についてお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

手嶋課長。

企画課長（手嶋圭吾）

議員の再質問にお答えいたします。

自治体DX計画の重点取組項目の進捗状況ということでございますが、総務省が策定しましたこのDX計画ですね。これの重点取組事項というのが6項目ございます。

まず1つ目が自治体の情報システムの標準化、共通化という項目でございます。

基幹業務システムが、これまでの各自治体がですね、全国的に各市町村が独自に導入しまして、運用してきたという結果がございます。そのために、維持管理とか、制度改正があったときの改修等ですね、それが、各市町村が独自に解決していかないけんということで、大きな負担となっております。

そこで、国のほうが法律を定めまして、これに適合する標準準拠システム、これを構築してですね、この利用を各市町村に義務づけをしております。

これに伴い、全国の自治体は、令和7年度までに標準準拠システムに移行する必要がございます。本町では、各業務の担当部署と基幹業務システム、ベンダーと適宜打合せをしまして、情報共有等を行いながら対応を進めているというところでございます。

2つ目がですね、6つあります2つ目が、マイナンバーカードの普及促進についてでございます。

マイナンバーカードはオンラインで本人確認ができ、デジタル社会の基盤となるものでございます。現在でも本人確認書類として取り扱っておりますが、それ以外でも、オンラインでの確定申告とかですね、証明類等のコンビニ交付サービスなどもですね、様々な場面で利活用がなされているところでございます。

本町では、マイナンバーカードの受取窓口を休日も設置・開設しており、あるいはポイント付与の支援なども行っている状況でございます。

3つ目は先ほど答弁の中でも説明しました、行政手続のオンライン化についてでございます。

4つ目につきましてはですね、自治体のAI、RPA、この利用推進についてでございます。

AIというのは、最近ニュースとかでも取り上げております人工知能を使ったものでございますが、このRPAというのがですね、パソコン上で行う操作をソフトウェア型のロボットで、提携の業務を自動化するとか、代行させるというような内容となっております。

この分の利用促進を促している項目でございますが、現在、本町でも令和4年度から、議会事務局でAIを搭載した議事録作成支援システムを導入しております。それによって、AIの学習機能を持ってですね、議事録の作成の精度が上がっているというような形で運用を進めて

おります。

今年度につきましても、全庁的にですね、いろんな協議会や委員会の議事録作成に運用して
いこうというふうに考えております。

次に5つ目でございます。テレワークの推進でございます。

これも昨今、コロナ禍の中でですね、テレワークという言葉が報道等でも上がってきている
状況でございました。

この感染症をはじめ、重大な災害発生時等に行政機能を維持するための有効な手段となりま
すので、本町でもですね、感染が拡大した当時は導入を試みましたが、検討いたしましたが、
多大な費用がかかるため、今、見送っている状況でございました。

ただ、令和3年度中、途中でですね、国のほうで、この自治体のテレワークのシステムの実
証実験が始まりましたので、それを通じまして、少数台、5台程度ではございますが、テレワ
ークを行える環境をですね、今現在、整えている状況でございます。

最後の6つ目でございます。

セキュリティ対策の徹底でございますけれども、これは先ほど答弁の中にありました、ガバ
メントクラウドの活用ですね。ガバメントクラウドというのは政府が設定しております、情報
システムを使うための環境でございますけれども、その活用に向けて、情報セキュリティ対策
の徹底に取り組むというものでございます。

具体的な要件等の指示がまだあっておりませんので、何とも言えませんが、総務省が
定めております、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインで
ですね。ここで求めている水準につきましては、令和4年度に実施しましたサーバー機器更新事
業の中で、構築を完了しているところでございます。

以上がDX計画の重点取組項目の進捗状況でございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

はい、ありがとうございます。

続きまして、2点目、書かない窓口の導入についてでございますが、自治体においてもですね、
全国的には導入を進めている自治体が増えてきております。

これは、実際にやっている自治体はですね、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活
用しているものでございますが、水巻町としても、この交付金を活用しながらですね、導入に
向けて考えていただければというふうに思っております。

3点目のですね、総合案内所の設置について。

答弁の中でですね、「次期事務機構改革に」というふうに答弁がございました。

役場はですね、言わば町の玄関であります。——と、同時にですね、その玄関はやっぱり
総合案内所という形にでなるんではないかなというふうに、私もそう思っております。

この総合案内所に関してはですね、以前も1回一般質問しましたけれども、やっぱりですね、住民サービスが最優先で大事であるというふうに私自身も思っております。

早くですね、こういう設置を決断していただければというふうに思いますけども、町長、一言お願いいたします。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

答弁にも言いましたように、そろそろ機構改革をやっていききたいということで、時代もですね――。

私も町長に就任いたしまして10年であります。

高齢化社会がもう既に来ております。そういう中でですね、もう一度全職員、知恵を出し合って、機構改革の中でですね、今、水ノ江議員が言われるようなことも含めて、今以上に住民サービスができるように、検討していきたいと思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

どうぞよろしく願いいたします。

4点目のですね、受付番号発行機に関してでございます。

答弁の中にありましたとおり、業者とかですね、関係部署との協議を行っているということでの答弁がございました。

条件に合うような良いものをですね、早く設置していただきたいというふうに要望したいと思えます。

現時点で、どの程度の進捗状況があるのか、分かれば教えてください。

議 長（白石雄二）

はい、川橋課長。

住民課長（川橋京美）

ただいまの受付番号発券機の御質問にお答えいたします。

今現在、事業者とですね、導入機器の選定とか設置場所についての打合せをしている段階でございまして、決まりましたらですね、住民の皆様にもお知らせができることと思っております。

以上です。

議長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

4番（水ノ江晴敏）

最後になりました。5点目のですね、椅子の設置について。

一般質問で御要望いたしましたとおりですね、執行部といたしまして、素早く対応をさせていただいて、すぐに背もたれのついた椅子が、もう何脚かですね、設置したのを私も昨日確認させていただきました。

やはり子供たち、お年寄りが役場に来たときにですね、やはり、ゆっくり待ってもらえる時間があるような形でですね。背もたれ椅子がたくさんあるほうがですね、やはり安心して待っていただけるのではないかなというふうに思います。

特に住民系の周りにとってはですね、やはり、皆さんが利用するところが多いのではないかなというふうに思います。

そういう意味ではですね、椅子の周りに関して、住民系の周囲のですね、配置替えとかいう、そういう考え方は、現時点であるのでしょうか。お伺いします。

議長（白石雄二）

川橋課長。

住民課長（川橋京美）

ただいまの御質問にお答えいたします。

議員が言われますとおり、住民係の前、役場の中で一番広い待合所になりますので、そこで待っていただく方が一番多い状況です。

先ほどありました、番号発券機の設置場所とも併せまして、それが見える場所ですとか、配置ですね。椅子の向きですとか。そういったことも含めて今、検討しているところでございます。

以上です。

議長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

4番（水ノ江晴敏）

いずれにいたしましても、住民ファーストという形ですね、やはり、利用しやすい役場になるようにということで要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（白石雄二）

はい、亀元議員。

5 番（亀元公一）

私のほうから、G I G Aスクール構想に基づき整備された、1人1台端末の活用状況について、再質問させていただきます。

学校でのタブレット端末の活用は進んでいるようですが、御家庭での活用は進んでいますか。お願いします。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

亀元議員の再質問にお答えをいたします。

御家庭に持ち帰ってのタブレット利用というところでございますけれども、今、タブレットにつきましてはですね、導入して2年弱が経過しております。まず、児童・生徒、それから教員がですね、慣れるというところがございましたので、学校内でこれを使いながらですね、授業に取り入れて、事業効果を高めていくというような使い方をメインに進めてまいりました。そういったところがある程度進みまして、学校内でもタブレットが浸透してきております。

そこで、今後はですね、その次の段階というところで、亀元議員がおっしゃいましたように、不登校児童・生徒というところですね。御質問にありましたように、多様な児童・生徒への学習に用いるような活用ですとか、家庭学習といったところを見据えまして、今年度ですね、そこら辺につきましての計画を今、立てているところでございます。

今後、こういったことをですね、着実に持ち帰りに向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、持ち帰って使用する場合は、やはり、御家庭における協力というところが必要かというふうに思っております。そこら辺につきましてはですね、使用の目的ですとか、使い方、あと情報モラルですね。そういったところにつきまして、御家庭の方とも情報の共有をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

今も少し出ましたが、児童・生徒への情報モラル教育についてはどのように進められておりますか。お願いします。

議長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えいたします。

情報モラル学習というところがございますけれども、タブレットにつきましてはですね、学習の効果というところで、メリットというところで、ある程度見えてきている部分がございます。

反対にですね、デメリットというところで、健康面、視力の関係ですとか、生活リズムの乱れといったところ。あと情報モラルですね。有害サイトへのアクセス。それからSNS、インターネットのトラブル。そういったところもですね、最近言われてきております。

そういったところのですね、学習といったところは、児童・生徒は授業の中でもですね、当然、先生のほうから学んできております。

ただ、先ほども申し上げましたように、御家庭の協力というところがですね、やはり重要になってまいりますので、そこにつきましては、今、保護者の方が学校に来る機会、PTA総会ですとか、保護者会ですね。あと授業参観。そういったときに、一緒にですね、保護者の方も一緒に学んでいただけるというような場をつくって、毎年学んできております。

これに併せまして、国と県がパンフレットを作っておりますので、そういったところも活用しながらですね、意識の向上というところを図っているところでございます。

以上でございます。

議長（白石雄二）

亀元議員。

5番（亀元公一）

ありがとうございます。

先生によってはですね、ICT教育に苦手意識がある方もおるかと思いますが、先生方の運用支援についてはどのようになっておりますか。

議長（白石雄二）

はい、課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えいたします。

先生方の支援というようなところでございますが、特に年配の先生などは、やっぱりICT教育が苦手な先生がいるというようなことも事実でございます。

今、そういった学校間の格差ですとか、先生たちの間の格差というようなところが生じないように、各学校に情報教育の担当者というのを設けまして、適宜そういったところの連絡会議

をしながらですね、状況の把握をするようにしております。そこに対してですね、必要に応じて I C T 支援員が指導に行ったり、相談に乗ったりというようなところと、あと、教育委員会の指導主事が支援するようなサポート体制を取っております。

また、今、国と県でもですね、習熟度に合わせた研修会というのを多数開催しておりますので、先生方の時間があるときに参加をしていただいたり、あと、I C T 支援員の方にですね、随時相談できるような体制を取っておりますので、こういったところを利用しながらですね、活用しながら、先生たちの間の格差っていうところが生じないようにですね、質の向上というところに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

よろしくをお願いします。

最後の質問ですが、遠賀 4 町の I C T 教育の推進状況についてお尋ねします。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

御質問にお答えいたします。

4 町の状況でございますけれども、ハードの整備というようなところはですね、国から整備の指針が示されております。国の基準というのがありますので、どこも同様な仕様で整備をしているところでございます。

あと、運用の状況につきましてもですね、4 町が、現段階では、先ほど申しましたように、学校内のタブレットの使用というところが中心になっておりまして、おおむね同じような状況でございます。

タブレットの持ち帰りにつきましては、やはり内部で検討中というようなところでございます。

各町の取組というようなところにつきましてはですね、4 町で担当者会議というのを定期的に行っておりまして、その中で、各町の取組ですとか、課題への対応。そういったところをですね、お互いに交換するようにはしております、いいところは各町お互いに取り入れていくというような、そういった体制で進めております。

今後も、4 町で連携しながらですね、子供たちの能力を引き出していけるような、タブレットの活用というのを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

ありがとうございました。

スマホやタブレット端末は、高齢者も、家族との連絡や、ちょっとした時間に映画や音楽、読書まで1台で楽しむことができるツールです。

さらに、運転免許証返納した高齢者にとって、買物に行かなくても、ネットスーパーを利用すれば、宅配サービスや電子図書を利用することもできます。

高齢者にとって、子供たちは身近なデジタル支援員となることでしょう。今の学習は、いずれ自分のためだけではなく、人の役に立つことが想像できます。

保護者の思いや願いに応えられるよう、学校現場の行動力に期待します。町としてもしっかりサポートされることを期待します。

以上で、公明党の質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

議 長（白石雄二）

以上で2番、公明党の一般質問を終わります。これをもちまして、本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 32 分 散会